

情報公開制度のご案内

令和8年4月1日

木更津市総務部総務課

◎情報公開制度とは

情報公開制度は、開かれた市政の推進のため、市民の皆さんからの請求に応じて、市の情報を開示する制度です。本市においては、木更津市情報基本条例及び木更津市情報公開条例に基づき、必要とする情報を閲覧したり、写しの交付を受けることができます。

◎開示請求できる人は

- (1) 市内に在住する方
- (2) 市内の事務所又は事業所に勤務されている方
- (3) 市内の学校に在学されている方
- (4) 市内に事務所又は事業所を置く個人や法人その他の団体
- (5) 市税の納税義務者

◎対象となっている市の機関は

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び木更津市土地開発公社が対象となっています。

＊木更津市議会においては、木更津市議会情報公開条例に基づき対応しています。

◎開示の対象となる情報は

開示請求の対象となる情報は、平成元年4月1日以降、実施機関（上述の対象となっている市の機関のことです。以下同じ。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録で職員が組織的に用いるものとして、実施機関が管理しているものです。原則開示ですが、情報の性格上例外的に開示できないものもあります。

◎開示の方法と手数料は

- (1) 開示の方法は、閲覧又は写しの交付となります。
- (2) 開示に係る手数料は、一件名の文書につき200円、写しの交付を受ける場合は、複写にかかる手数料は1枚につき10円になります。

◎開示請求の手続きについて

①請求書の受付

情報開示請求書の受付は、開示請求の対象となる情報を所管する実施機関において行います。
なお、郵送による請求はできますが、口頭、電話、ファクシミリ、電子メールによる開示請求はできません。

＊情報開示請求書の様式は、市のホームページからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.kisarazu.lg.jp/download/busho/somu/7365.html> →『情報開示請求書』

②開示・不開示等の決定と通知

請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内に、開示・不開示の決定又は請求拒否の決定をし、速やかに通知します。なお、やむを得ない理由により上記の期間内に開示等の決定をすることができない場合は、決定期間の延長を行うことがあります。その場合は、あらかじめ通知します。

③開示の方法

開示の方法は、閲覧又は写しの交付となります。開示は、情報開示決定通知書又は情報部分開示決定通知書により、あらかじめ指定した日時及び場所で開示します。郵送による写しの交付を希望される場合には、送付に要する費用を負担していただきます。

◎決定に不服がある場合

処分（開示・不開示等の決定）に不服のある場合は、実施機関に対して、その処分のあったことを知った日の翌日から3月以内に審査請求をすることができます。

審査請求があったときは、実施機関は、再度検討して決定を行います。

＊必要に応じて、木更津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞き、審査会の答申を受けたときは、実施機関で、再度開示・不開示の決定をします。

◎適正な運営のために

この制度を適正・円滑に運営するために、制度の重要事項について調査、審議する木更津市情報公開総合推進審議会を設けています。

問い合わせ先：木更津市 総務部総務課 法規係 電話 0438-23-7097 FAX 0438-25-1351 e-mail soumu@city.kisarazu.lg.jp 木更津市ホームページ https://www.city.kisarazu.lg.jp/
--